

京都市上下水道企業管理規程第19号

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年8月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「ハンディターミナル機」の右に「又は電子計算機」を加える。

第2条中「工事台帳管理に係る」を削る。

附 則

この規程は、平成17年8月5日から施行する。

(上下水道局総務部営業課)